

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

岩出市水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回更新の申請期間が異なります。(下表参照)

※期間内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間

ダイレクトメールにて各指定給水装置工事事業者さま宛てに、改めて通知文を送付させていただきます。

●指定更新の要件は 新規申請と同じ3項目

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当していない者
※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

●更新に必要な書類

※省令第18条に準拠

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に併せて3項目の確認を行います。

1. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
2. 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
3. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎3項目確認資料(参考)

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無(参考)

《更新の申請についてのお問い合わせ先・・・岩出市水道局上下水道業務課 TEL: 0736-62-2141》